

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書類)

2026 年 7 月 1 日

株式会社ティア

株式会社ティアネクスト

2026年7月1日

会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号に定める

事後備置書類

(吸収分割に関する事後開示書類)

愛知県名古屋市北区黒川本通三丁目35番地1

株式会社ティア

代表取締役社長 富安 徳久

愛知県名古屋市北区金城三丁目4番2号

株式会社ティアネクスト

代表取締役社長 山崎 勝広

株式会社ティア(以下「吸収分割会社」といいます。)及び株式会社ティアネクスト(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、2026年4月13日付で両社の間で締結した吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、吸収分割会社が利用権限を有する不動産事業及び相続サポート事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2026年7月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2 吸収分割の差止請求の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、吸収分割会社において会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本件分割は、吸収分割会社において会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割であるため、吸収分割会社の株主には、株式買取請求権はなく、会社法第 785 条の規定による手続は行っていません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

吸収分割会社において、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しないため、吸収分割会社は、会社法第 787 条の規定による手続を行っていません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項に基づき、2026 年 5 月 29 日付で、吸収分割会社の債権者に対し、官報にて公告をするとともに、2026 年 5 月 12 日付で知れている債権者に、個別に催告をいたしました。本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

承継会社において、本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当することから、同法第 797 条第 1 項但書の規定により、承継会社の株主には株式の買取請求権が認められておらず、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 5 月 29 日付で、吸収分割承継会社の債権者に対し、官報にて公告をするとともに、2026 年 5 月 12 日付で知れている債権者に、個別に催告をいたしました。本件分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日である 2026 年 7 月 1 日付で、本吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社が利用権限を有する不動産事業及び相続サポート事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

なお、吸収分割承継会社が本件分割により吸収分割会社から承継した資産の額は 124 百万円(暫定値)であり、負債の額はありません。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2026 年 7 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以 上